

第 374 回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

【令和 7 年度関係】

第 174 号議案	安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	2
第 175 号議案	公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を 改正する条例 ・・・・・・・・・・	3

【令和 8 年度関係】

第 26 号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	4
第 37 号議案	兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・	5
第 38 号議案	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例 ・・・・・・・・・・	6
第 59 号議案	公の施設の指定管理者の指定 ・・・・・・・・・・	7

第174号議案 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

技術革新等による産業構造の変化や少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少等の社会情勢の変化に対応するとともに、地域の経済社会を支える人材を育成するため、国の高等学校等教育改革促進事業費補助金を活用し、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革を推進するための事業を実施することとし、当該事業の資金に充てるための基金を設置する。

2 制定の概要

1の基金の名称は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該基金は、同表の右欄に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする（別表関係）。

高等学校等教育改革促進基金	公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革を推進するための事業
---------------	---

3 施行期日

公布の日

第175号議案 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

第1 制定の理由

職員の特地勤務手当等に関する条例の一部改正により、特地勤務手当と地域手当との調整措置が廃止されたこと及び特地勤務手当に準ずる手当の支給対象が拡大されたこと等を踏まえ、へき地手当と地域手当との調整措置を廃止するとともに、へき地手当に準ずる手当の支給対象を拡大する等所要の整備を行う。

第2 制定の概要

1 へき地手当（第3条の2関係）

地域手当との調整規定を削除する。

2 へき地手当に準ずる手当（第4条関係）

(1) 新たに公立学校教育職員等の給与に関する条例又は職員の給与等に関する条例（市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例において準用する場合を含む。）の給料表の適用を受ける職員となってへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員を、へき地手当に準ずる手当の支給対象に追加する。

(2) その他規定の整備を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日

2 適用区分

令和7年4月1日から適用する。

3 経過措置等

必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

第26号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、第2種初任給調整手当を新設する等、所要の整備を行う。

2 制定の概要

公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 初任給調整手当

ア 初任給調整手当の定義等

初任給調整手当に関して、現行の初任給調整手当の名称を第1種初任給調整手当に改めるとともに、イの第2種初任給調整手当を追加する（第16条、第18条の5、第18条の6及び第30条の2関係）。

イ 第2種初任給調整手当の新設

新たに採用された職員であって、勤務時間1時間当たりの給与（給料月額及び地域手当に限る。）の額がその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給するものとする（第18条の6関係）。

(2) その他規定の整備を行う（第19条関係）。

3 施行期日

令和8年4月1日

第37号議案 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改める。

2 制定の概要

学校教職員の定数を次のとおり改める（第1条関係）。

区 分	現 行 定 数	改正後 の定数	増減	備 考
小 学 校 (義務教育学校の 前期課程を含む。)	人 13,940	人 13,822	人 △118	学校数 557校→548校 (△9校) 児童数 190,161人→185,213人 (△4,948人) 学級数 8,839学級→8,753学級 (△86学級)
中 学 校 (義務教育学校の 後期課程及び中等 教育学校の前期課 程を含む。)	7,803	7,874	71	学校数 254校→253校 (△1校) 生徒数 94,639人→92,889人 (△1,750人) 学級数 3,410学級→3,469学級 (+59学級)
高等学校 (中等教育学校の後 期課程を含む。)	7,670	7,679	9	学校数 137校 (増減なし) 生徒定員 90,480人→89,880人 (△600人) 学級数 2,182学級→2,167学級 (△15学級)
特別支援 学 校	3,610	3,669	59	学校数 42校 (増減なし) 児童生徒数 5,662人→5,846人 (+184人) 学級数 1,371学級→1,396学級 (+25学級)
合 計	33,023	33,044	21	

3 施行期日

令和8年4月1日

第38号議案 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担の最高限度額が見直されることを踏まえ、教職員が週休日等に部活動における児童又は生徒に対する指導業務に従事した場合に支給する特殊業務手当の額を引き上げる。

2 制定の概要

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員が、学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は週休日とされた日において4時間の勤務時間を割り振られている日に行うものに従事した場合に支給する特殊業務手当の日額を3,900円（現行：2,700円）に引き上げる（第3条の2関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

第59号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立兎和野高原 野外教育センター	美方郡香美町香住区香住870番地の1 香美町 町長 浜上 勇人	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 ・地元町に管理運営を委ねることにより、町及び但馬高原植物園等の近隣町立施設等との連携のもと、サービス水準の向上と運営の合理化など効果的な管理運営が図られる。 ・自然学校、野外活動等の受入事業に加え、姫ボタル・瀬川平トレイルランなどの地域振興事業を継続的に行い、住民と協働し当該施設を核とした地域活性化を進めている。 ・香美町はこれまでも当該施設の指定管理者として安定した運営を行ってきており、施設の特性を活かした効率的な運営について十分な実績がある。	